



● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により山梨県から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。  
平成三十年四月五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（基準点測量、路線測量及び現地測量）
- 二 測量の地域 北杜市須玉町若神子地内
- 三 測量の期間 平成二十九年十月二十三日から平成三十年三月十四日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により笛吹市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。  
平成三十年四月五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（デジタル撮影 数値地形図データ作成 地図情報レベル二千五百）
- 二 測量の地域 笛吹市（都市計画区域内）
- 三 測量の期間 平成二十九年六月二十日から平成三十年三月十六日まで

● 甲府都市計画道路事業の施行について

甲府都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。  
平成三十年四月五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画道路事業 三・四・三三三号 大手二丁目浅原橋線
- 二 施行者の名称 山梨県
- 三 事務所の所在地 山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所
- 四 事業地
- 1 収用の部分 山梨県甲府市中央四丁目地内
- 2 使用の部分 なし

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
平成三十年四月五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 富士吉田市大明見一丁目二千九十九番一、二千九十九番二、二千番番一、二千番番二の一部、二千番番三の一部、二千番番四、二千番番五、二千番番一の一部、二千番番一、二千番番一、二千番番二、二千番番一の一部、二千番番三の一部及び二千番番一の一部の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。）  
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 富士吉田市大明見一丁目十九番十号 富士実装株式会社 代表取締役 福井四朗

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○ 平成三十年三月二十九日（号外第十二号）公布山梨県規則第六号（山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則）

三	下	三	下	三
			終わりから	ただし
				この場合において